

議案第 73 号

桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例案

桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例

桐生市立学校設置条例(昭和40年桐生市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条の表中

「

名称	位置
桐生市立東幼稚園	桐生市東一丁目8番23号
桐生市立西幼稚園	桐生市小曾根町6番1号
桐生市立境野幼稚園	桐生市境野町六丁目1616番地の1
桐生市立広沢幼稚園	桐生市広沢町四丁目2099番地
桐生市立相生幼稚園	桐生市相生町二丁目408番地の9
桐生市立川内南幼稚園	桐生市川内町三丁目405番地の1
桐生市立桜木幼稚園	桐生市相生町一丁目乙394番地

」

を

「

名称	位置
桐生市立西幼稚園	桐生市小曾根町6番1号
桐生市立境野幼稚園	桐生市境野町六丁目1616番地の1
桐生市立広沢幼稚園	桐生市広沢町四丁目2099番地
桐生市立相生幼稚園	桐生市相生町二丁目408番地の9
桐生市立桜木幼稚園	桐生市相生町一丁目乙394番地

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 73 号 桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例案

令和 5 年 3 月 31 日をもって桐生市立東幼稚園及び桐生市立川内南幼稚園を廃園するため、桐生市立学校設置条例から 2 園を削除するものです。